

令和4年2月

第2回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎5階 庁議室

出席委員

3番	染谷 文夫	5番	雨貝 洋子
6番	白石 悟	7番	對崎 徳男
10番	加園 秀信	11番	吉田 新一
12番	青木 道子	14番	本橋 文男
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
18番	鮭川 満雄	19番	飯野 和男
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
4番	櫻井 守	8番	大野 博司
9番	石島 繁	13番	飯岡 勉
15番	野堀 良夫	20番	市村 元則

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	窪庭 一彦
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 4 号	農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について
	議案第 5 号	現況証明の発行可否について
	議案第 6 号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 10 号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について
	議案第 11 号	つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第 12 号	農業委員会委員互助会世話人の選任について
	議案第 13 号	つくば市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 6 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 2 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の運営につきましては、先月の運営委員会の中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、議会と同様に委員を約半数にして開催することになりましたので、御協力お願いいたします。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和４年第２回農業委員会総会を招集したところ委員各位の出席を賜り、ありがとうございます。

先ほど、局長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加してきておりますので、当面の間、出席する委員の人数を減らした上で、総会を開催していきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は御苦勞様でございます。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行のほうを飯野会長のほうにお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和４年第２回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日は事前にお願ひしました総会出席委員割り振りのとおり、１番柳下浩一朗委員ほか７名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は１４名で、定足数に達していることから、令和４年第２回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席５番雨貝洋子委員、議席６番白石 悟委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局窪庭係長にお願いいたします。

日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規

定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員さんの審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、野菜、ソバを作付している農家で、申請地には野菜、ソバを作付する予定です。

提出番号３番については、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には水稻と野菜、果樹を作付する予定です。

なお、既存の所有農地の幾つかが荒廃農地となっていることから、耕作確約書が添付されております。

提出番号４番については、水稻と野菜を作付している農家で、申請地を父より受贈するものです。

提出番号５番については、野菜と麦、果樹を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２番から５番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号６番から８番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

譲渡人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号６番から８番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号９番、１０番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稻、野菜を作付しており、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号９番、１０番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１１番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１２番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、水稲・野菜を作付しており、申請地には水稲を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１１番、１２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１３番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。

提出番号１４番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１５番、１６番については、同一申請人のために一括して説明いたします。

譲受人は、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、１３番から１６番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第１号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第１号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る2月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内で農業を営んでおりますが、近接する耕作地での利便性を考え、農機具置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、トラクター置場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、議案第3号、提出番号1・2番と一体の案件になります。農地区分については、いずれも第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で主に不動産業を営む法人です。昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、物流業界の動きが活性化し、倉庫の需要が高まったため、倉庫用地として申請するものです。全体計画面積は8,384.34平米で、鉄骨造平屋建ての倉庫1棟を建築する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第２号の質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号２７番については、議事参与の制限案件に該当しますので、２７番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番について、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を持ち、申請地と隣接する市街化区域内に支店を持つ食品の小売販売業を営む法人です。今般、新店舗開店に伴い、既存敷地内の計画を精査したところ、従業員用の駐車スペースが大幅に不足してしまい、業務に支障を来してしまうことから、

申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水については敷地内浸透処理とした上、普通自動車30台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字地内に本店を持ち、造園・土木工事業を営む法人です。今般、賃借している資材置場及び駐車場を土地所有者に返却することになったことから、申請地を新たに借り受け、資材置場及び駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水については敷地内処理した上、8台分の駐車スペースと建築資材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内に本店を持ち、土木建設業を営む法人です。事業の拡大に伴い、従業員用車両が増えてきたことから、従業員の駐車スペースが手狭になってきたことから、申請地を借り受け、従業員用駐車場として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面を碎石敷き、雨水については敷地内浸透処理とした上で、普通自動車38台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る2月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚生活にも慣れ、生活も安定してきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの

融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 7 番については、農地区分は第 2 種及び第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 8 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で運送業を営む法人です。既存の駐車場が狭く、業務に不便を来していたことから、申請地を借り受け、従業員用駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、10 台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号 9 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で貸駐車場を営む個人です。近隣の病院再開発整備計画に伴い、駐車場の需要が高まってきたため、申請地を取得し、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を鉄柵で囲い、敷地内を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、64 台分の駐車場を確保する計画です。

なお、本申請に伴い、58 台分の駐車場利用申込書が添付されております。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 10 番については、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、申請地の隣接地にあるテナントで飲食店を営む法人です。現在、テナントの明渡しを求められて移転を余儀なくされていることから、申請地を取得し、新たな店舗用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 11 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、市内に支店を持ち、発電事業を営む法人です。今般、新たに中古自動車販売事業を開始することから、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、16 台分の普通自動車置場と 14 台分のトラック置場を確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 12 番については、議案第 2 号、提出番号 2 番と一体の案件になります。農地区分については、いずれも第 2 種と判断いたしました。

申請地を倉庫用地として取得するものですが、事業計画等については、議案第 2 号、提出番号 2 番と同様になります。

提出番号 13 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県内でコンクリート製造・販売業を営む法人です。今般、太陽光発電施設を設置するため申請するもので、545W のパネル 510 枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 14 番については、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、市内の宿舍住まいですが、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、市内の借家住まいですが、住み慣れた現住居の近くに家を持つべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号16番については、農用地区域内農地です。

申請者は、関東で高速道路の工事・整備事業を営む法人です。圏央道の4車線化事業に伴い、申請地を借り受け、工事用地として申請するもので、令和7年2月13日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、一部を碎石敷き、新設する道路沿いには鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既存の施工ヤードの段差にスロープ、作業ヤードと耕土仮置場を設置する計画です。

なお、敷地の一部に水路がありますが、鉄板等で保護する計画となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号17番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、令和4年5月31日までの一時転用です。

なお、許可を得る前から申請地に重機を置いてしまっていたことから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、重機4tダンプ、トラック等と仮設トイレを置く計画です。

なお、申請地の登記地目は田ですが、一部が盛土されており、今回の申請では、その部分を利用する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号6番から17番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る2月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置き、申請地と同一大字内に支店を持つ、建設業を営む法人です。今般、申請地付近において請負工事を受注したことに加え、市内での工事受注も増加

傾向にあることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、敷地内を碎石敷き、雨水は浸透池にて敷地内処理とした上で、山砂、砂利、碎石各種、パイプ類、ブロック材、板金材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１８番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る２月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１９番、２０番については、同一申請人のため一括して説明します。

申請地の農地区分は、いずれも農用地区域内農地となっています。申請者は、市内に本店を置く農地所有適格法人で、農業用倉庫用地として申請するものですが、許可を受ける前に申請地を使用してしまっていることから、始末書つきの申請になります。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、１９番から２１番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２２番については、申請者居宅の隣地において農業用の資材置場兼通路を確保するに当たり、既存の施設の拡張に該当しないかを精査するため、追加書類を求めた上で審議すべきとの結論に達したことから、継続審議といたしました。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、売買により申請地を取得し、建築条件付売買予定地７区画を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２５番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２６番については、農地区分は第１種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２３番から２６番については、一般基準を満たしており、第１種農地、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２２番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号２２番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、提出番号２２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２２番については、加園委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありま

せんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号、提出番号22番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から21番、23番から26番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号1番から21番、23番から26番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から21番、23番から26番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から21番、23番から26番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、提出番号13番、16番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

続きまして、提出番号27番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

（雨貝洋子委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号27番について、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る2月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号27番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資

で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２７番については、一般基準を満たしており、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号２７番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２７番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２７番について、本橋委員報告のとおり許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号２７番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議案第４号 農地法第５条第４項の規定による協議について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条第４項の規定による協議についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、

本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第１種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、今般、茨城県立つくば特別支援学校の校舎増築に伴い、既存の駐車場が使えなくなることから、駐車場用地として申請されたものです。

協議成立後の利用方法は、場内を除草後、トラロープで駐車区画を明示し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、職員用として４０台、デイサービス送迎用として２０台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１番については、協議成立としても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号について、本橋委員報告のとおり、協議成立とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条第４項の規定による協議については、協議成立とすることに決定いたします。

議案第５号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、最初に、茅崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、不耕作により山林状態であり、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、平成２１年６月１６日付で貸駐車場を目的とした農地法第４条の許可を受けており、目的どおりに転用されています。

以上のことから、提出番号２番については証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第５号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を行っておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、最初に、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る2月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号1番については、耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換をするものです。
天久保地内の公共工事で発生した建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として白菜を作付する予定です。
提出番号2番については、耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換をするものです。
天久保地内の公共工事で発生した建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑としてネギを作付する予定です。
提出番号3番については、耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換をするものです。
天久保地内の公共工事で発生した建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、畑として白菜を作付する予定です。
以上のことから、提出番号1番から3番については、同意しても差し支えないと思われますが、なお一層委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。
続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る２月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、耕作利便性の向上を図るべく、田畑転換するものです。

大角豆地内の農地からの建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、柿を作付する予定です。

以上のことから、提出番号４番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第６号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第６号について、担当委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 7 号及び第 8 号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 11 ページになります。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 1 月 20 日付で農用地利用集積計画の決定を求められていますので、内容について御説明いたします。

議案第 7 号については、議案書 11 ページから 13 ページ、提出番号 21 番まで、議案書記載のとおりとなります。

議案第 8 号については、議案書 14 ページから 15 ページ、提出番号 7 番まで、議案書記載のとおりとなっております。

以上、これらについては、先般行われました各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 7 号及び議案第 8 号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第 7 号及び議案第 8 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号及び議案第 8 号について、原案のとおり決定いたします。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書 16 ページになります。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 3 年 12 月 16 日及び令和 4 年 1 月 20 日付で農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、議案書 22 ページまでの記載のとおりで、配分計画案が 7 件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 9 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号について、原案のとおり承認いたします。

議案第 10 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第１０号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書２３ページになります。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認について、御説明いたします。

豊里地区において、新たな市民農園を開設のために申請されたものでございます。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、坂入委員より調査結果の報告をお願いいたします。

坂入 誠委員

去る２月８日に行った特定農地貸付け法等に基づき申請された市民農園についての現地調査、並びに審議結果について報告をいたします。

申請者は、県外に在住している個人で、周辺地域から市民農園開設の要望が多いことから、新たに開設すべく申請されたものです。

市民農園の利用方法は、１区画当たり１６平米とし、８０区画を設置し運営する計画で、募集、選考方法、貸付期間等の内容についても問題はありません。

また、既に市民農園開設のための貸付協定を市と締結しております。

以上のことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項の各号に該当するため、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１０号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第１０号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１０号について、坂入委員報告のとおり、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号について、原案のとおり承認いたします。

議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書２４ページになります。

議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和４年１月２７日付で農業振興地域整備計画変更について意見を求められており、提出番号１０番までのとおりとなり、大穂地区２件、豊里地区３件、谷田部地区４件、桜地区１件の計１０件となっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、提出番号１０番については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、１０番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、最初に、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る１月２６日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに２月８日の審議結果について、報告いたします。

整理番号３番、５番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

整理番号４番については、都市計画法の開発許可との調整が必要であると判断いたしました。

以上のことから、整理番号４番については「都市計画法の開発許可との調整をすること」との意見を付して回答することとし、整理番号３番、５番については農業振興地域整備計

画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分については、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（藤井係長）

事務局より、去る１月２６日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに２月７日の審議結果について、報告いたします。

整理番号６番から９番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いします。

飯島孝一委員

去る１月２５日に行った農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに２月７日の審議結果について、報告いたします。

整理番号１番、２番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、１０番を除き、議案第１１号の報告が終わりました。

提出番号４番については、つくば農業振興地域整備計画の変更について都市計画法の開発許可との調整が必要との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号４番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号４番については、坂入委員報告のとおり、「都市計画法の開発許可との調整をすること」との意見を付して回答することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１１号、提出番号４番は、つくば農業振興地域整備計画の変更について「都市計画法の開発許可との調整をすること」との意見を付して回答することに決定いたします。

続きまして、提出番号１番から３番、５番から９番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号１番から３番、５番から９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から３番、５番から９番については、つくば農業振興地域整備計画の変更について同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号１番から３番、５番から９番は、変更同意することに決定いたします。

続きまして、提出番号１０番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号１０番の審議が終了するまで、一時退席いたします。

なお、議事進行につきましては、鮎川会長職務代理と交代することといたします。よろしく申し上げます。

（飯野和男委員 退席）

会長職務代理者（鮎川 満雄）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

議案第１１号、提出番号１０番について、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る１月２７日に行った農業振興地域整備促進協議会桜地区の現地調査、並びに２月９日の審議結果について、報告いたします。

整理番号１０番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

会長職務代理者（鮭川 満雄）

ありがとうございました。

議案第１１号、提出番号１０番について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

對崎委員、どうぞ。

對崎徳男委員

對崎です。質問ではないですが、資料中の現地調査の日付が「１月０日」になっていますが、「２７日」の誤りではないでしょうか。

事務局（天貝課長）

申し訳ありません、議案書に誤りがありましたので、御訂正をお願いいたします。

對崎委員御指摘のとおり、現地調査の年月日「１月０日」となっておりますが、「１月２７日」の誤りでございますので、御訂正のほうをよろしくをお願いいたします。申し訳ございません。

会長職務代理者（鮭川 満雄）

よろしいですか。

それでは、質問、意見ありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

会長職務代理者（鮭川 満雄）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第１１号、提出番号１０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１０番について、吉田委員報告のとおり、つくば農業振興地域整備計画の変更について、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

会長職務代理者（鮭川 満雄）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、提出番号１０番は、変更に同意することに決定いたします。

議案第１１号、提出番号１０番の審議が終了しましたので、議長を飯野会長と交代しますので、飯野会長の復席を求めます。

(飯野和男委員 復席)

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。

議案第１２号 農業委員会委員互助会世話人の選任について

議長（飯野 和男）

次に、議案第１２号 農業委員会委員互助会世話人の選任についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（窪庭係長）

議案書２５ページになります。

議案第１２号 農業委員会委員互助会世話人の選任について、御説明いたします。

成島委員が辞任されたため、谷田部地区の互助会世話人が欠員となっております。運営委員会で協議した結果、小川委員を推薦すべきと結論に至りました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、質問等ありましたらお願いいたします。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、農業委員会互助会世話人については、小川 充委員に決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしと認め、議案第１２号 農業委員会委員互助会世話人の選任については、小川充委員に決定いたします。

議案第１３号 つくば市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第１３号 つくば市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（天貝課長）

議案書２６ページになります。

議案第１３号 つくば市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、御説明申し上げます。

昨年、当農業委員会において農業委員の信頼を失わせるような行為があった旨、新聞等で報道がなされたところでございます。

農業委員会は、法に基づく事務の適切な執行が求められる中、その運営につきましては国から多額の交付金を受けておりまして、綱紀粛正及び服務規律の徹底が求められております。

今回の事件を受けまして、農業委員会としての再発防止策等について検討した結果、農業委員の公正と信頼回復のため、法令遵守の徹底と高い倫理観を持って行動することなどの申し合わせについて、つくば市農業委員会として決議をするものでございます。

なお、決議案につきましては、議案書２６ページの記載のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第１３号に対する質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第１３号の申し合わせのとおり、決議することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

0

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第13号 つくば市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、原案のとおり決議することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から6号についてですが、内容は議案書27ページから38ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問、意見等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回総会を閉会いたします。

【午後2時50分 閉会】

議長 長

農業委員会委員

農業委員会委員